

遊 漁 案 内

※漁場へ入る前に必ず遊漁証の交付を受けて下さい。

遊漁を希望される方は組合で定めた下記遊漁料金を納付し、遊漁証をお受け取りください。

遊漁料金

年 釣 証 (要写真)	日 釣 証
雑魚釣・・・7,000円 あゆ釣・・・12,000円	雑魚釣・・・1,500円 あゆ釣・・・3,000円
④対象者は、心身障害者・女性。 証明書の写しを持参ください。 遊漁証発行は組合事務所へお問合せ下さい。	
④雑魚釣・・・5,000円 ④あゆ釣・・・10,000円	④雑魚釣・・・750円 ④あゆ釣・・・1,500円
現場売遊漁証 (日釣り証) あゆ・・・6,000円 3,000円+3,000円(加算料) 雑魚・・・3,000円 1,500円+1,500円(加算料)	
18歳以下は雑魚釣・あゆ釣無料	

網漁・夜川3級の鑑札は、組合員のみ。一般遊漁者は受けることができません。
遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣、友釣、ヤス・引っ掛け、ガリ、毛針釣、ルアー釣、フライ釣をいう。）に限るものとする。
遊漁できる時間は日の出から日没までとする。

遊漁中の注意事項

遊漁する時は、必ず遊漁証を見やすいところに着用して下さい。
年券腕章の携帯は顔写真の見えるように装着して下さい。
漁場監視員の要求があった時は必ず提示して下さい。
不携帯の場合は加算料を含めた日釣り料金を頂くことになりますのでご注意ください。
遊漁証は万一紛失されても再交付はしません。
遊漁証は名義人以外に使用することは出来ません。

遊漁期間

あ ゆ	5月11日から12月31日迄の期間内で組合が定めて公表する期間
あ ま ご	2月1日以降で、組合が定めて公表する日から9月15日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ	同 上
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで
あじめどじょう	組合が定めて公表する期間

禁止区域

武儀川 徳永堰堤上流から下流60mまでの区域	1月1日から12月31日まで	うぐい・おいかわ あじめどじょう
柿野川 西洞谷と東洞谷合流点から西洞谷上流200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	同 上
武儀川 西武芸橋下流堰堤より上流へ400mの区域	令和3年 石倉カゴ撤去日まで	うなぎ

釣り専用漁場

武儀川 支流神崎川 神崎の清流橋より下流へ350mまでの間	各解禁日より 9月15日正午まで	友 釣 毛針釣 ルアー釣 フライ釣 餌 釣
武儀川 支流神崎川 谷合の落合橋上流300m下流100mの間		
武儀川 支流神崎川 片原の片原キャンプ場つり橋より瀬見橋下流250mまでの間		
武儀川 徳永の徳永堰堤より下流へ260mの間		
武儀川 佐野の佐野橋上流200m地点よりあみかけおおはし下流100mまでの間		
武儀川 富永の富永橋下流50m地点より下流へ200mの間		
武儀川 岩佐の美山大橋より下流へ300mの間		

漁具・漁法の制限

アミの 毛針釣り エサ釣り	8月16日から12月31日まで
ヤス 引っ掛け	8月16日から12月31日まで
ガリ (タテガリのみ)	9月15日正午から12月31日まで
ヤス 引っ掛け	釣糸は1.5号以下、ハリは9分以下。リールの使用は禁止。
友 釣	リール・ルアーの使用は禁止。

ルアー・フライ専用区

武儀川 徳永の徳永堰堤上より上流日永谷合流までの560mの間	あまご解禁日より 7月20日まで
--------------------------------	---------------------

遊漁規則

「全長制限」

漁業組合では、水産動植物の繁殖保護と快適な漁場を提供するため、県知事の許可を受け漁業調整上必要な制限をしています。
次のさかなのサイズ以下のものをとることは、禁止されています。

魚 種	全 長
あ ま ご	15センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
う ぐ い	10センチメートル

※魚の卵を採ることも禁止されています。

※注意 違反者は違反の程度に応じて、罰金又は懲役に処せられます。
◎15cm以下のあまごを採捕した場合、一匹につき500円の違反金を徴収します。

釣り人のマナーについて

- ・遊漁者は遊漁に際し、相互に適当な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為はやめましょう。
- ・釣りの仕掛けや弁当がら、空き缶などのゴミは自分で持ち帰りましょう。
- ・車の駐車場所は、地元の人の生活や仕事に迷惑がかからないよう駐車しましょう。
- ・組合は違反行為があった場合、直ちに遊漁の中止、遊漁の拒否を提言します。この場合遊漁料の払戻しは行いません。

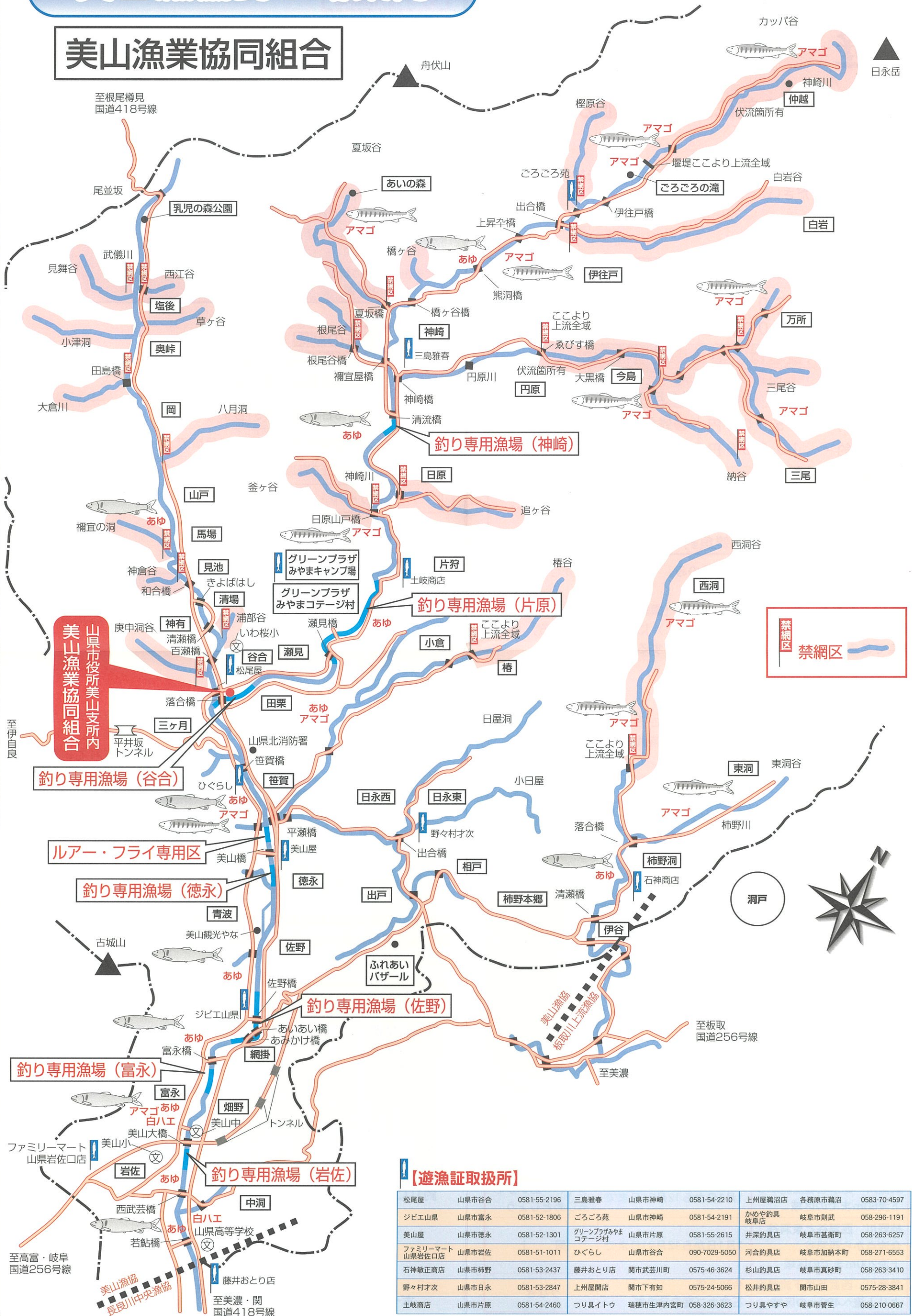
釣りに関する情報がありましたら、漁業組合までお知らせ下さい。

岐阜県山県市谷合1358-1

美山漁業協同組合

でんわ 0581-55-3121
ファクス 0581-55-3151
ホームページ <http://www.gyokyou.server-shared.com/>

美山漁業協同組合



車上ねらいにご注意、貴重品は必ず身につけ車の中に置かないようにしましょう。